

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
『既存住宅における断熱リフォーム支援事業』について
＜令和4年6月公募＞

AGC

AGC株式会社
AGCガラスプロダクツ株式会社

2022年6月29日版

Your Dreams, Our Challenge

本資料は、**2022年6月29日時点**のものになります。
今後、内容が変更される場合もございますので、ご注意ください。

『既存住宅における断熱リフォーム支援事業』の詳細は、補助金執行団体である
公益財団法人 北海道環境財団 のホームページをご確認ください。

<http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/competition.html>



公益財団法人北海道環境財団 補助事業部
〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 伊藤ビル7階 (郵送受付:伊藤・加藤ビル4階)
Tel 011-206-1573 Fax 011-206-1574

【事業主旨】

既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援する。

また、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（家庭用蓄電システム・家庭用蓄熱設備）・熱交換型換気設備等の導入・改修支援、集合住宅（個別）においては、熱交換型換気設備等の導入・改修支援も行う。

従前の住宅全体の「トータル断熱」に加え、令和4年（2022年）5月より過ごす時間の長い居間を中心に高性能建材（窓）を用いた断熱改修「居間だけ断熱」が追加。

「トータル断熱」・・・断熱材、窓、ガラスを用い、住まい全体での断熱改修をお考えの方
「居間だけ断熱」・・・窓を用い、居間をメインに断熱改修をお考えの方

●事業規模（「トータル断熱」と「居間だけ断熱」の合計）

	一次公募 2022/3/14～6/3	二次公募 2022/6/17～8/10
戸建住宅	約 4.5 億円	約 5.0 億円
集合住宅（個別）	約 2.4 億円	約 2.5 億円
集合住宅（全体）	約 16.5 億円	約 11.5 億円
合計	約23.4 億円	約19.0 億円

戸建住宅、集合住宅（個別）、集合住宅（全体）の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。

【一次公募からの主な変更点】

1. 「居間だけ断熱」では集合住宅（全体）も新たに補助対象に追加。
2. 集合住宅（全体）において、共用部LED照明が新たに補助対象に追加。
3. 「居間だけ断熱」において、居間の全ての窓を改修すれば、他の居室等の窓も併せて補助対象とすることができる。

●事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ①本事業の補助対象製品を用い、事業要件に従った既存住宅の断熱改修を行うこと。
新築、寮及び、公営住宅、業務用建築物（オフィス、ホテル等）は補助対象外とする。
- ②**本事業に係る本事業に係る契約締結（申込金等の入金含む）及び建物本体の工事着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。**
- ③完了実績報告書を提出期限内に提出すること。
- ④本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。

●補助対象となる申請者

住宅区分	申請者	改修戸数
戸建住宅	個人の所有者又は、個人の所有予定者	1戸
	賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）	1戸
集合住宅（個別）	個人の所有者又は、個人の所有予定者	1戸
	賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） ※区分所有者に限る。	1戸
集合住宅（全体）	管理組合等の代表者	全戸
	賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）	全戸

●対象となる製品

①高性能建材

a. ガラス、窓、断熱材

- ・補助金の性能要件を満たし、製品登録されていること。

b. 玄関ドア

- ・玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象。
- ・補助金の性能要件を満たし、製品登録されていること。

c. 共用部 LED 照明器具

- ・建物に付属している廊下・階段等（共用部）に設置されていること。建物外にある照明や非常灯・誘導灯など、消防法等の法令で設置が義務づけられている照明や防犯灯は対象外。
- ・集合住宅 全体 の断熱改修と同時に、蛍光灯等の LED 照明以外から LED 照明へ変更する場合のみ補助対象とする。
- ・既設の電灯の数を上限とする。
- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の表12「LED 照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2」に基づく照明を設置すること。
- ・電気用品安全法によるPSE認証を取得していること。
- ・ランプ交換のみは対象外とする。

②家庭用蓄電システム

- ・本年度、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に製品登録された蓄電システムであること。なお、「R3年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムを補助対象とする。
- ・家庭用蓄電システムを導入する場合は、**太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム（10kW未満）が設置してあること。**
なお、補助対象となる申請者は**令和5年3月末までに FIT の契約が終了する者とする。**
- ・蓄電システムの導入価格（機器費＋工事費・据付費）が、**蓄電容量1kWhあたり15.5万円以下の蓄電システムであること。**
- ・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。
 - ＜導入目的＞
再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。
 - ＜接続及び運用の要件＞
再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）。

③家庭用蓄電設備

- ・自然冷媒を用いた電気ヒートポンプ式給湯機（エコキュート等）であること。
- ・日中に太陽光で発電した電気を優先的に蓄熱に活用する運転モードを備えていること。
- ・家庭用蓄熱設備を導入する場合は、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム（10kW未満）が設置してあること。なお、補助対象となる申請者は令和5年3月末までにFITの契約が終了する者とする。
- ・家庭用蓄熱設備は戸建住宅の断熱改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。

④熱交換型換気設備・空調設備

- ・熱交換型換気設備については、熱交換率65%以上であること。
- ・空調設備（エアコン等）については、交換の場合のみ補助対象とする。現在設置している機種が平成23年（2011年以前のモデルで、同一規格で比べた場合、従前の設備より、省エネ性能及びAPF通年エネルギー消費効率値が高いこと、省エネラベル（目標年度平成22年又は平成24年）において星4つ以上の省エネ率を達成していること、及び住環境を快適に過ごすことのできる機能、例えばカビ、花粉、PM2.5等に効果がある機能などを有すること。
なお、平成23年以降であっても、新旧それぞれで10年間のトータルコスト設備導入ランニングを踏まえて、旧に比べて1年当たりの省エネ性能が向上する場合は個別に相談のこと。
- ・戸建住宅と集合住宅（個別）の断熱改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。
なお、故障中の空調設備との交換は補助対象外とする。

【トータル断熱】補助率、補助金の上限額

●補助率及び補助金の上限額

補助対象製品		補助率	補助金の上限額
高性能建材	ガラス	補助対象経費の 1/3以内	・戸建住宅：120万円/戸 ・集合住宅：15万円/戸 このうち、玄関ドアは、 ・戸建住宅：5万円/戸 ・集合住宅：5万円/戸
	窓		
	断熱材		
	玄関ドア		
LED照明			
家庭用蓄電システム			20万円
家庭用蓄電設備		20万円	
熱交換型換気設備等		5万円	

●補助対象となる経費

補助対象経費は以下の通りとする。

- ・補助事業の実施に必要な建築材料（高性能建材）の購入経費及び必要な工事に要する経費
- ・家庭用蓄電システムの購入経費（工事に要する経費は補助対象外とする）
- ・家庭用蓄熱設備の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費
- ・熱交換型換気設備等の購入経費（工事に要する経費は補助対象外とする）
- ・LED照明の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費

【トータル断熱】窓・ガラスの要件

ガラス	
グレード	ガラス中央部の Ug 値[W/ (㎡・K)]
G1	1.5 以下
G2	1.6～2.3

外窓 カバー工法窓（住宅用）		内窓※ ³		カバー工法窓（ビル用）	
グレード	Uw 値 [W/ (㎡・K)]	グレード	Uw 値 [W/ (㎡・K)]	グレード	Uw 値 [W/ (㎡・K)]
W1	1.30 以下	W5	2.33 以下	W6	2.33 以下 (防火仕様は 2.91 以下でも 可とする。)
W2	1.31～1.60				
W3	1.61～1.90				
W4	1.91～2.33				

※3 内窓の場合は外窓と合わせてUw値が2.33以下であること。この場合のUw値は 外窓アルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

- A) 戸建住宅の窓の改修工法はカバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法はガラス交換とする。
戸建住宅のガラス交換においては、熱貫流率（Ug値）1.5以下の製品（G1グレード）に限り補助対象とする。
- B) 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修を要件としない。
 ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- C) 窓及びガラスを改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。
 ただし、ガラス面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもよい。

【トータル断熱】玄関ドアの要件

● 玄関ドアの要件

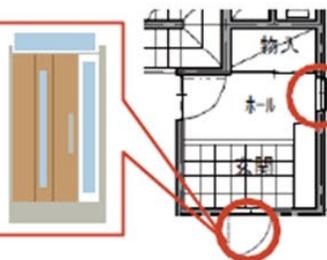
- ① 熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であること。
- ② 戸と枠の組み合わせが表2のとおりであること。
- ③ 建具内部の断熱材の仕様から①又は②と同程度の性能と判断されること。
* 市場投入され、一般に入手できる製品であること。ただし、欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

(表2) 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製 ハニカム フラッシュ構造		金属製 またはその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製または その他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

※ 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。
ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。

玄関ドアと一体不可分な開口部
(袖ガラス・欄間ガラス等)は
改修要件としない。



玄関外皮が改修対象となる事業においては、
玄関ドアと一体でない窓・ガラスの改修は必須

【トータル断熱】断熱材の要件

●断熱材の要件

A) 下表の性能値を満たすこと（重ね貼りも可とする）。

熱抵抗値（R値）			
天井		外壁	床
1～3地域	4～8地域		
5.4以上	2.7以上	2.7以上	2.2以上

B) 熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

C) 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい（最大15%まで）。

D) 床改修において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。

E) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、施工を行う事業者は、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者であること。

【トータル断熱】戸建住宅の改修について

●改修する居室等と部位について

A) 改修する部位は、「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分ごとの**最低改修率の要件を満たす**こと。

B) **居間又は主たる居室**（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を**中心に改修すること**。
居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。

C) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、**改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工**すること。

D) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、**外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象**とする。

＜エネルギー計算結果早見表＞

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床 ^{※1}	窓・ガラス	最低改修率(%)							
						地域区分 ^{※2}							
						1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	個別計算
	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25		
3部位	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25		
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	50		
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25		
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25		
	7	天井		床		25	25	25	25	25	25		
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25		
	9		外壁		窓の改修	30	30	40	40	40	40	70	
	10		外壁		ガラスの改修	40	40	40	40	40	40	70	
	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100	
	12			床	窓の改修	40	40	40	40	40	40	100	
1部位	13			床	ガラスの改修	50	40	40	40	40	40		
	14				窓の改修	100	100	100	100	100	100		

改修率とは、延べ床面積における補助対象床面積合計の占める割合をいう。

【トータル断熱】集合住宅の改修について①

下表の該当住宅の地域区分が「○」であること。

部位	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
窓・ガラス	○	○	○	○	○	○	個別計算	

- **窓、ガラス全部（玄関ドア以外のガラスを用いた開口部全て）を改修すること。**
ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。
- 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・内窓取付、ガラスの改修工法は、カバー工法・ガラス交換とする。なお、グレードがW6且つ、防火仕様のカバー工法窓を導入する場合は、同一住戸の全ての窓において、グレードがW6のカバー工法窓を用いて改修を行うこと。
- 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもよい。
- 窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。
- 断熱材を導入する場合は、「部位別の必要な性能値」を満たすこと（重ね貼りも可とする）。
なお、熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。
- 玄関ドアを改修する場合は、「玄関ドアの要件」を満たすこと。

<個別計算について>

以下に該当する場合、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれることを証明できる計算書を提出すること。

- A) エネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合
- B) 最低改修率を満たさない場合
- C) 基礎断熱改修を行う場合
- D) 増改築または減築を行う場合
- E) 開口部を増減させる場合（現状壁を窓に変更するなど）

・個別エネルギー計算書（自由書式）

- ・「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」により改修前・改修後の設計一次エネルギー消費量（AE1、AE2）を計算した計算結果票、及びその暖冷房の削減率計算書。

$$\text{住戸の一次エネルギーの内、暖冷房エネルギーの削減率(\%)} = \frac{AE_1 - AE_2}{AE_1} \times 100$$

※小数点第2位を四捨五入

・外皮性能を算出した計算書（自由書式）

集合住宅（全体）の「個別計算」は以下の計算を行うこと。原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前・改修後の暖冷房の設計一次エネルギー消費量（AE1、AE2）を求め、以下の式により算出。

$$\text{全住戸の一次エネルギーの内、暖冷房エネルギーの削減率(\%)} = \frac{\Sigma AE_1 - \Sigma AE_2}{\Sigma AE_1} \times 100$$

※小数点第2位を四捨五入

【トータル断熱】補助対象経費の算定①

断熱材・窓・ガラスの補助対象経費は、各改修部ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とする。

$$\text{補助対象経費(円)} = \text{A) 施工面積(m}^2\text{)} \times \text{B) 基準単価(円/m}^2\text{)}$$

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影 ^{*1} した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ（2.4m ^{*2} ）と壁比率（0.75 ^{*3} ）を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積 ^{*4}
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計 なお、集合住宅をカバー工法で改修する場合は、以下の図1をもとに算出すること
ガラス	カバー工法	
	ガラス交換	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計

・施工面積を算出する際は、小数点第3位を切捨てること。

【トータル断熱】補助対象経費の算定②

＜基準単価について＞

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表6に示す単価をいう。

異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1＞D2＞D3＞D4）として一つの基準単価のみを適用すること。

表6-1 断熱材（戸建・集合）

戸建

集個

集全

（単位：円/m²）

グレード ()内はλ値	基準単価			
	天井		外壁	床
	1～3地域	4～8地域		
D1 (0.022以下)	6,000	5,000	7,000	7,500
D2 (0.023～0.032)	5,000	4,000	6,000	6,500
D3 (0.033～0.041)	4,000	3,000	5,000	5,500
D4 (0.042以上)	3,000	2,000	—	—

【トータル断熱】補助対象経費の算定③

<基準単価について>

表6-2 窓・ガラス（戸建）

戸建

（単位：円/m²）

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付 ^{※1} ・外窓交換 （樹脂又はアルミ樹脂複合等）		内窓取付		ガラス交換	
グレード （ ）内はUw値	基準単価	グレード （ ）内はUw値	基準単価	グレード []内はUg値	基準単価
W1 (1.30以下)	60,000	W5 (2.33以下)	30,000	G1 [1.5以下]	30,000
W2 (1.31～1.60)	55,000				
W3 (1.61～1.90)	50,000				
W4 (1.91～2.33)	40,000				

表6-3 窓・ガラス（集合）

集個

集全

（単位：円/m²）

窓の改修				ガラスの改修			
カバー工法窓取付 ^{※1} （樹脂又はアルミ樹脂複合等）		内窓取付		カバー工法 ^{※2} （アルミ等）		ガラス交換	
グレード （ ）内はUw値	基準単価	グレード （ ）内はUw値	基準単価	グレード []内はUg値	基準単価	グレード []内はUg値	基準単価
W6 (2.33以下) ^{※3}	50,000	W5 (2.33以下)	30,000	G1 [1.5以下]	30,000	G1 [1.5以下]	30,000
				G2 [1.6～2.3]	20,000	G2 [1.6～2.3]	20,000

【トータル断熱】補助対象経費の算定④

<基準単価について>

玄関ドアの補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとする。

住宅区分	補助率	補助金上限額
戸建・集合	見積書の金額と15万円のいずれか低い額の1/3	5万円

LED照明の上限額は下表のとおりとする。

住宅区分	補助率	補助金上限額
集合住宅 (全体)	1カ所あたり、見積書の金額と24,000円のいずれか低い額の1/3	補助対象戸数 (A) 集合住宅(全体)の補助金上限額 (1住戸あたり15万円) (B) 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)による補助金額 (C) $(A) \times (B) - C = \text{LED照明の上限額}$ 。但し、1カ所あたり8,000円。 ※完了時に補助対象戸数が減少した場合は減額されることがある。

●補助対象となる製品

①高性能建材

A) 窓

補助対象は、窓の熱貫流率2.08以下であって、製品登録されている製品。

B) 玄関ドア

玄関ドアは、窓の改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。

対象要件は、「トータル断熱」と同じ。

C) 共用部 LED 照明器具・LED 電球ランプ

対象要件は「トータル断熱」と同じ。

②家庭用蓄電システム：対象要件は、「トータル断熱」と同じ。

③家庭用蓄電設備：対象要件は、「トータル断熱」と同じ。

④熱交換型換気設備・空調設備：対象要件は、「トータル断熱」と同じ。

<改修する居室等と部位について>

- A) 居間の窓全部（ガラスを用いた開口部全て）を必ず改修すること。
- B) 居間を改修する場合に限り、他の居室等の改修も補助対象となる。
- C) 原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。

<窓の改修について>

- A) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付とする。
ガラスの改修は補助対象とならない。
- B) 300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修対象としない。
ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- C) テラスドア、勝手口ドアは改修対象としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもよい。
- D) 集合住宅については、グレードが M6 且つ、防火仕様のカバー工法窓を導入する場合は、同一住戸の窓において、グレードが M6 のカバー工法窓を用いて改修を行うこと。

【居間だけ断熱】補助率、補助金の上限額

●補助率及び補助金の上限額

補助対象製品		補助率	補助金の上限額
高性能建材	窓	補助対象経費の 1/3以内	・戸建住宅：120万円/戸 ・集合住宅：15万円/戸 このうち、玄関ドアは、 ・戸建住宅：5万円/戸 ・集合住宅：5万円/戸
	玄関ドア		
	LED照明		
家庭用蓄電システム			20万円
家庭用蓄電設備			20万円
熱交換型換気設備等			5万円

●補助対象となる経費

補助対象経費は以下の通りとする。

- ・補助事業の実施に必要な建築材料（高性能建材）の購入経費及び必要な工事に要する経費
- ・家庭用蓄電システムの購入経費（工事に要する経費は補助対象外とする）
- ・家庭用蓄熱設備の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費
- ・熱交換型換気設備等の購入経費（工事に要する経費は補助対象外とする）
- ・LED 照明の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費

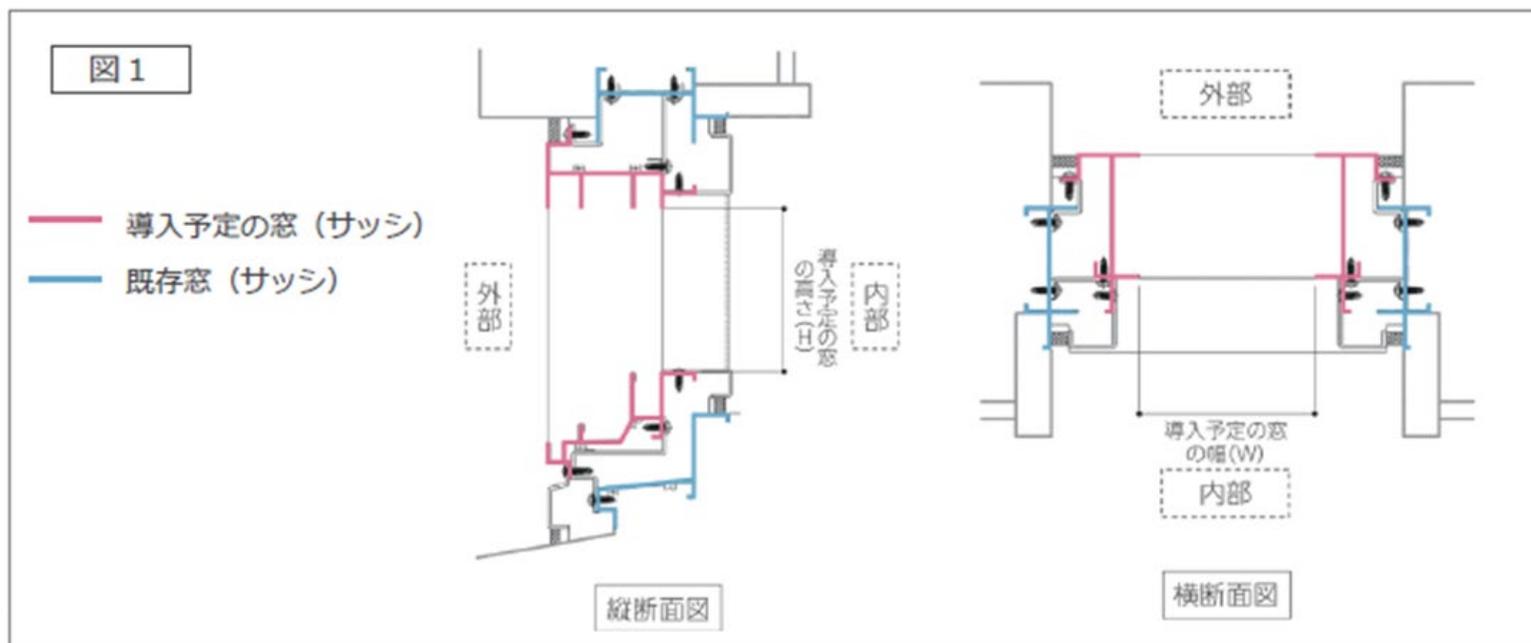
【居間だけ断熱】補助対象経費の算定①

窓の補助対象経費は、各改修部ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とする。

$$\text{補助対象経費(円)} = \text{A) 施工面積(m}^2\text{)} \times \text{B) 基準単価(円/m}^2\text{)}$$

改修部位・改修工法		施工面積
窓	カバー工法窓取付・ 外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計 なお、集合住宅をカバー工法で改修する場合は、以下の図1をもとに算出すること。

・施工面積を算出する際は、小数点第3位を切捨てること。



【居間だけ断熱】補助対象経費の算定②

<基準単価について>

窓の基準単価は下表のとおりとする。

表2 窓 戸建 集個 集全

(単位：円/m²)

窓の改修（戸建）				窓の改修（集個・集全）			
カバー工法窓取付 ^{*1} ・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		カバー工法窓取付 ^{*1} (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付	
グレード ()内はUw値	基準単価	グレード ()内はUw値	基準単価	グレード ()内はUw値	基準単価	グレード ()内はUw値	基準単価
M1 (1.30以下)	60,000	M5 (2.08以下)	30,000	M6 (2.08以下) ^{*1} 防火仕様は、 2.91以下でも可	50,000	M5 (2.08以下)	30,000
M2 (1.31~1.60)	55,000						
M3 (1.61~1.90)	50,000						
M4 (1.91~2.08)	40,000						

【居間だけ断熱】補助対象経費の算定③

<基準単価について>

玄関ドアの補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとする。

住宅区分	補助率	補助金上限額
戸建・集合	見積書の金額と15万円のいずれか低い額の1/3	5万円

LED照明の補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとする。

住宅区分	補助率	補助金上限額
集合住宅 (全体)	1カ所あたり、見積書の金額と24,000円のいずれか低い額の1/3	補助対象戸数 (A) 集合住宅(全体)の補助金上限額 (1住戸あたり15万円) (B) 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)による補助金額 (C) $(A) \times (B) - C = \text{LED照明の上限額}$ 。但し、1カ所あたり8,000円。 ※完了時に補助対象戸数が減少した場合は減額されることがある。

●高性能建材の補助対象経費の上限額

基準単価を用いて算出した補助対象経費は、補助対象となる高性能建材の導入費用（見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付に必要な部材と取付費等）を上限額とする。また、補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を上限額とする。

●補助金交付申請額の求め方

補助金交付申請額は、以下A)・B)・C)・D)・E) の合計とする。ただし、C)・D)・E) の合計金額は、A) 及び B) の金額以下とする。

A) 高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）	補助対象経費の1/3又は上限額のいずれか低い金額とする。
B) 高性能建材（LED照明）	補助対象戸数(A)、集合住宅(全体)の補助金上限額(1住戸当たり15万円)(B) 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)による補助金額(C) $(A) \times (B) - C = \text{LED照明の上限額}$ 。但し、1カ所あたり8,000円。 ※完了時に補助対象戸数が減少した場合は減額されることがある。
C) 家庭用蓄電システム	補助対象経費（設備費）の1/3又は20万円のいずれか低い金額とする。
D) 家庭用蓄熱設備	設備費と工事費の合計の1/3又は20万円のいずれか低い金額とする。
E) 熱交換型換気設備等	補助対象経費（設備費）の1/3又は5万円のいずれか低い金額とする。

※「居間だけ断熱」はガラス、断熱材は、対象外。

●既設ガラス・窓・断熱材について

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けてあるガラス・窓・断熱材が、財団の補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としない。ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。なお、その場合は、交付申請書提出の際に、建築士による証明書の原本や該当する製品の出荷証明書等の必要書類を提出すること。

●エネルギー使用状況の報告（定期報告アンケートについて）

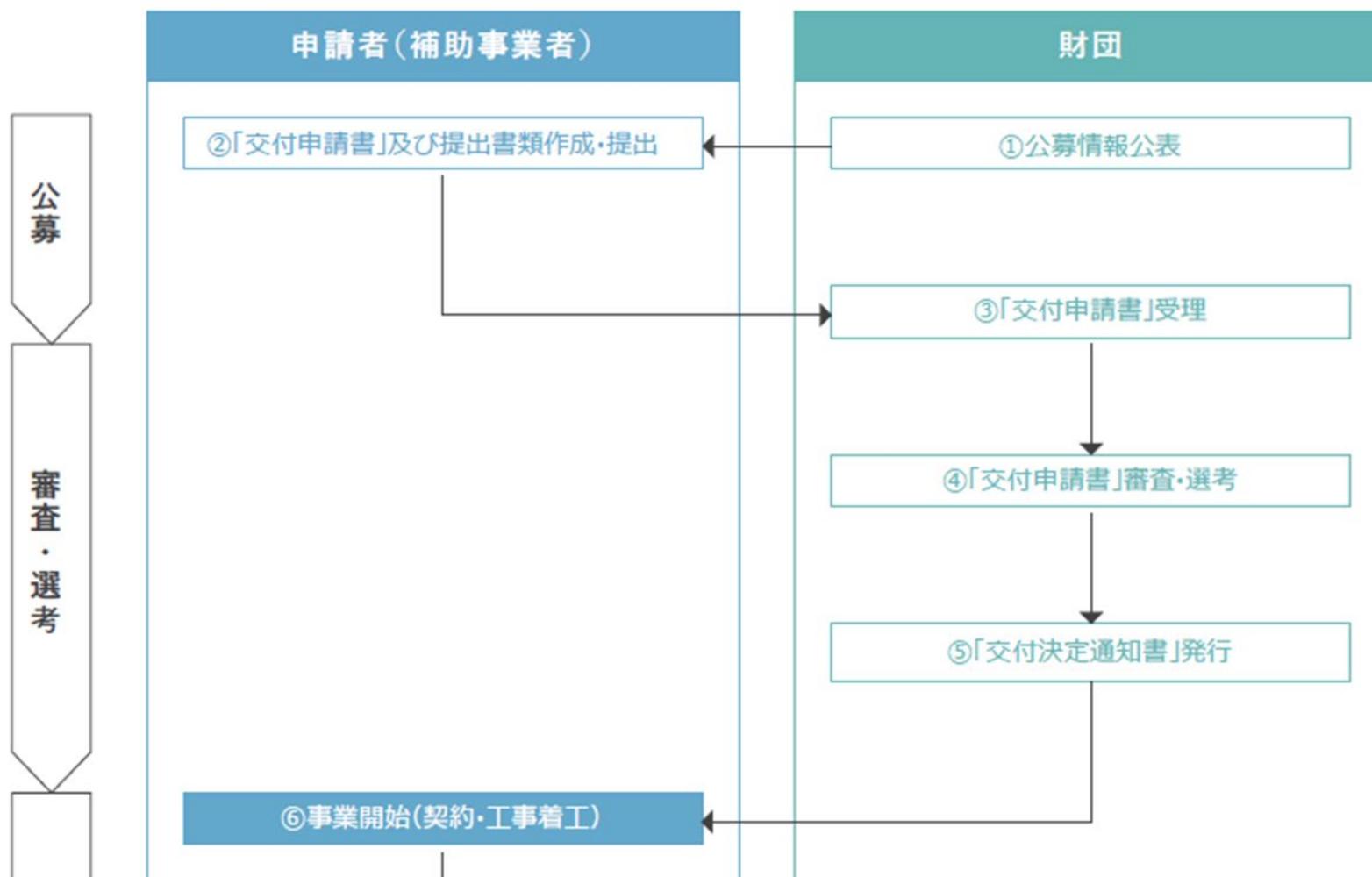
本事業は省CO2効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業完了の後、補助事業者（居住者等）は2年間、財団が実施するエネルギー使用状況の定期報告アンケートを提出する義務がある。

なお、報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国又は財団から公表する場合がある。

	定期報告アンケート提出期限	報告対象期間
第1回目	令和6年3月末日	令和5年4月1日～令和6年2月末日
第2回目	令和7年3月末日	令和6年4月1日～令和7年2月末日

【共通】事業フロー①

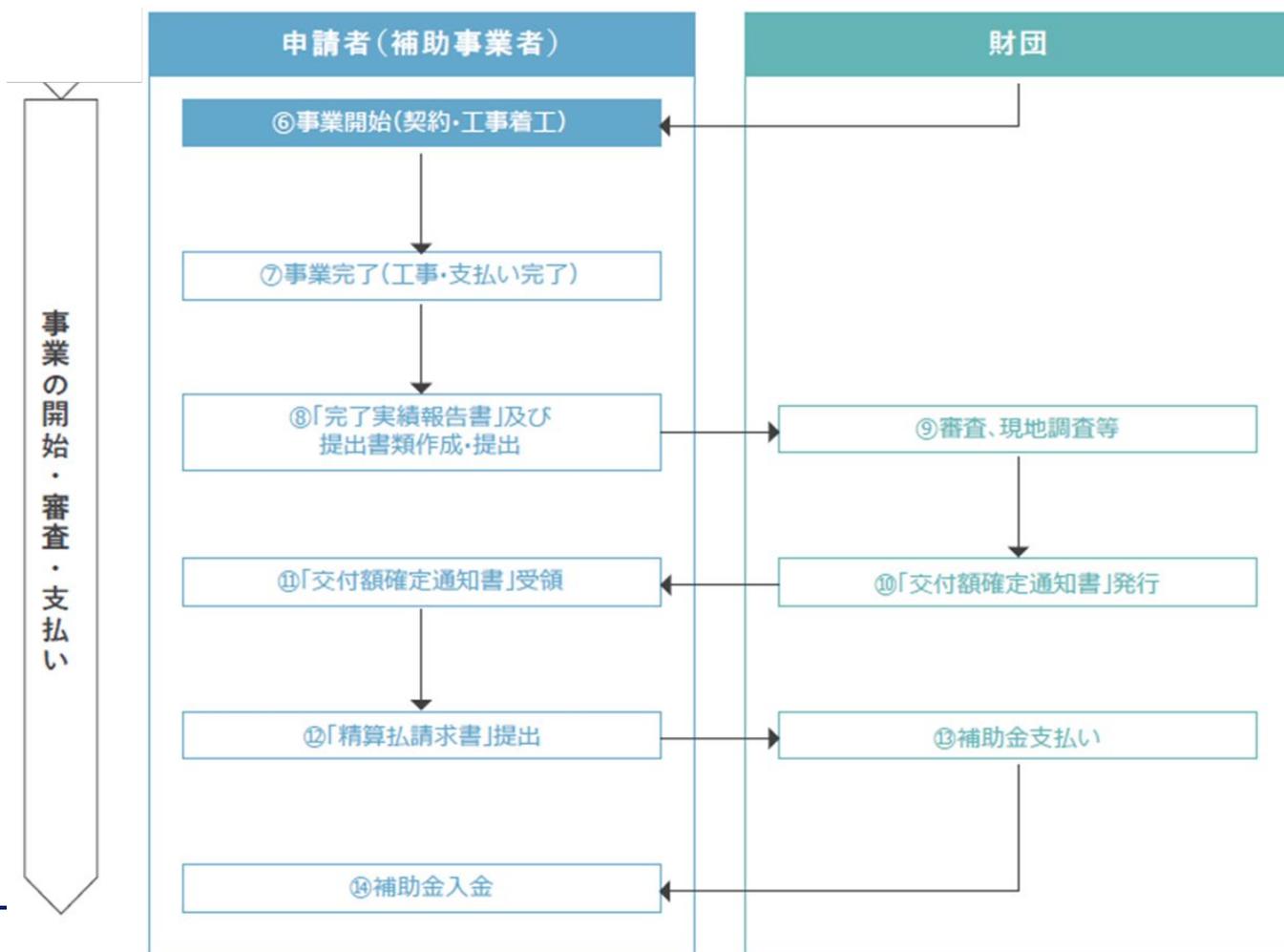
本事業は、公募期間内に交付申請書等の提出書類を作成、提出する必要がある。
補助金事務局（北海道環境財団）で審査が行われ、採択されたものが補助対象事業になる。
「交付決定通知書」を受領してから事業（契約・工事着工）を開始できる。



【共通】事業フロー②

事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは支払いが完了した日（入金受領日）のいずれか遅い日とする。

補助事業者（申請者）は、事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は令和5年1月13日までに完了実績報告書及び、必要書類を必ず提出すること。



**本事業（補助金）をご活用いただき、
AGC製品のご採用、ご拡販を
お願いいたします。**
